

横浜小学校・いじめ防止等に係る基本方針

坂 町 立 横 浜 小 学 校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「推進法」第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめ問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめ問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望まし

い集団づくりと併せて指導する。

(3) いじめ問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをめざして行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。

この委員会の構成・役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながら、その円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成して事態に対処するとともに、事実関係を明確にして同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）</p> <p>※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合を含む。</p> |
|--|

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合、坂町教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもとに、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- 重大事態対応プロジェクトチームの編成
- 関係保護者，坂町教育委員会及び所轄警察等関係機関との連携
- PTA 役員（会長・副会長等）との連携
- 関係生徒への指導
- 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- 全校保護者への対応
- マスコミ等への対応

ウ 再発防止への取組

- 坂町教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- 問題の背景・課題の整理，教訓化
- 取組の見直し，改善策の検討・策定
- 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づいて実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において，各種アンケートやいじめの認知件数及び解決件数，並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値をもとに，当該年度の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。